

公 告

分任契約担当官
自衛隊栃木地方協力本部
本部長 加藤 浩



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ、参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
4PDA10000070	C10006		総-53
品名 及び 数量			
空調機器保守役務		S T	1
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			

2 競争参加資格

- (1) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書を受けた者のうち「役務の提供」がD等級以上に格付けされており、競争参加地域が「関東・甲信越」地域の競争資格を有す者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者（協力者を含む。）
- (4) 暴力団対策法により指定された団体又はその関係者でないもの
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項等を示す場所

自衛隊栃木地方協力本部総務課

4 入札説明会

実施しない。ただし、現場確認等が必要な場合は個別に対応するので、申し出ること。

5 入札

- (1) 場所 宇都宮地方合同庁舎3階小会議室
- (2) 令和6年2月28日(水) 13時10分

6 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金

額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札書に記載すべき事項

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について契約いたします。」

9 保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：免除

10 違約金

- (1) 落札者が契約を結ばない場合、落札金額の100分の5以上を徴収する。
- (2) 落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を徴収する。

11 特約条項

次の各号に規定する特約条項を、別紙のとおり定める。

- (1) 談合等の不正行為に関する特約条項 別紙1
- (2) 暴力団排除に関する特約条項 別紙2

12 入札の無効

- (1) 入札資格のない者が入札した場合
- (2) 入札に関する条件に違反して入札した場合
- (3) 入札金額・入札者の氏名及び押印の印影が判別しがたい入札
- (4) 電話・電報・FAX等による入札
- (5) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札

13 契約書の作成の有無

契約金額が50万円以上の場合は請書を、150万円を超えた場合は契約書を作成すること。

14 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は必ず資格決定通知書（写し）を提出すること。また、代表者以外が入札に参加される場合は必ず委任状を提出すること。
- (3) 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取り消しをすることができない。
- (4) 郵便による入札の場合、封書に会社名、入札日時、件名及び朱書きで入札書在中と明記した上、令和6年2月27日（火）17時00分自衛隊栃木地方協力本部必着とする。原則として初度入札のみ有効とし、再度入札は辞退を条件に認めるものとする。また事前に郵送による入札を行う旨を連絡すること。

15 問い合わせ先

〒320-0043

栃木県宇都宮市桜5丁目1番13号

宇都宮地方合同庁舎

自衛隊栃木地方協力本部 契約担当 池田

電話：028-634-3385

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならぬ。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除せらるようしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。
- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に対する通報・報告)

- 第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

1
(総-53)
作成年月日 5. 11. 30
作成部課等 総務課

仕様書

- 1 件名：空調機器保守役務
- 2 場所：栃木県宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎
- 3 期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 適用範囲
この仕様書は、宇都宮地方合同庁舎において実施する空調機器保守役務について規定する。
- 5 引用文書
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書における最新版とする。
国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書」
- 6 一般事項
この仕様書の内容に疑義が生じた場合又は明示がない場合は、検査官と協議のうえ内容を確認すること。
- 7 役務に関する要求
 - (1) 役務の内容
宇都宮地方合同庁舎の空調機器保守役務（以下「役務」という。）を実施する。
なお、管理業務内容及び実施時期については、次のとおりとし、作業項目は別紙による。
ア 吸収式冷温水発生装置及び冷却塔関係
 - (ア) 冷房点検（シーズンイン、オフ） 年2回 5月、10月
 - (イ) 暖房点検（シーズンイン、オフ） 年2回 5月、10月
イ 空気調和機関係 年2回 5月、10月
 - (2) 消耗品及び材料
本役務に必要な工具類、消耗品及び材料は、すべて請負業者の負担とする。
 - (3) 実施者
本役務は、空調設備等の構造・技術を熟知した専門技術者等により実施すること。
 - (4) 機器諸元
保守対象の空調設備の諸元については、下表による。

表

空調設備	形 式	数 量
吸収式冷温水発生装置	CH-M130H	1 基
冷却塔	SBW-135ESS	1 基
冷温水ポンプ		1 基

空調設備	形 式	数 量
冷却水ポンプ		1 基
空気調和機	D H - 4 5	1 基
	A J 2 0 0 - M X	2 基
電気集塵器	A F E R - 1	1 基

8 品質保証

請負業者は完了検査合格後、本役務の不備によるとみられる不具合の発生について、1年間その責任を負うものとする。

9 その他の指示

(1) 一般事項

- ア 本役務は、本仕様書の他、国土交通省制定「建築保全業務共通仕様書」及び機器・製造メーカーが定める保守点検実施要領に基づき実施するものとする。
なお、仕様書等に依り難い場合は、検査官と協議の上その指示に従うこと。
- イ 本役務での作業は、本仕様書に示された設備が、その機能を完全に発揮するよう誠実に行うものとし、設備の軽微な復旧（調整・修理等）は本役務の範囲とする。
- ウ 点検後は、検査官とともに試運転調整を行い、異常の有無を確認するものとする。
- エ 冷凍機本体及び冷却塔等の設備に異常を発見した場合は、速やかに検査官に報告するものとする。また、その状態が軽微な場合は、検査官と調整のうえ、復旧を行うものとする。

(2) 提出書類

- ア 役務完了後に役務完了届及び保守点検表、その他必要とする書類
- イ 請負業者は、日程に変更が生じた場合は、速やかに検査官へ通知するものとする。

(3) 安全管理

- ア 請負業者は、当該役務による設備の異常等により官側から連絡があった場合は、速やかに技術者を派遣し、適切な処置を実施すること。
- イ 役務の安全に十分注意し、危険防止のための措置を講ずるとともに、工程毎に安全に対する検討を行い、安全管理を徹底すること。
- ウ 施設に損傷を与えた場合は、遅滞なく検査官に報告するとともに、検査官の指示に基づき、請負業者の責任において現状に復旧すること。

作業項目

作業部位	作業項目	実施時期
吸収式冷温水発生装置	<ul style="list-style-type: none"> ・設置状況点検 ・本体外観点検 ・本体内部点検 ・水系関係点検 ・電気系関係点検 ・補機系関係点検 ・各部温度点検 ・燃料系関係点検 	年2回 (5月及び10月)
冷却塔 冷温水ポンプ 冷却水ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却塔関係点検及び清掃作業 ・ファン・電動機制御機器点検 ・冷温水ポンプ・冷却水ポンプ整備点検 	同上
	水質検査 (冷凍空調機器用水質ガイドラインに示された項目及びレジオネラ菌)	シーズンオン中1回
空気調和機 電気集塵器	<ul style="list-style-type: none"> ・空気調和機点検 (3基) ・電気集塵器点検 	年2回 (5月及び10月)
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 冷房前点検時は、吸収式冷凍機の溶液を採取し、分析補充を実施する。 2 各点検時には、それぞれ冷房運転、または暖房運転への切換作業を実施する。 3 各点検時及びその他本役務の期間内において、設備の機能維持のため必要な保守作業（消耗部品の交換、真空排気、注油、汚れの除去及び部品の調整等の軽微な作業）を実施する。ただし、重度の故障等の場合は、この限りではない。 	

入札書

分任契約担当官
自衛隊栃木地方協力本部長 加藤 浩 殿

三

内訳

總額 (含烟包運賃稅) 消費稅拔価格

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6年 2月 28日

住 所

会社名

代表者名